

公 示 日：2025 年 4 月 23 日（水）

調達管理番号：25a00126

国 名：東ティモール国

担 当 部 署：経済開発部農業農村開発第一グループ第一チーム

調 達 件 名：東ティモール国国産米振興アドバイザー業務

適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （１） 担当業務：国産米振興アドバイザー
- （２） 格 付：２号
- （３） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- （１） 全体期間：2025 年 6 月中旬から 2027 年 1 月下旬
- （２） 業務人月：11.2 人月
- （３） 業務日数

準備業務	現地業務	整理業務
20 日 (5 日×4 回を想定)	279 日 (9 日×1 回、90 日×3 回を 想定)	18 日 (3 日×1 回、5 日 ×3 回を想定)

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

（４） 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の26%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の14%を限度とする。

(5) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度（2026年3月頃）

なお、2026年度の部分払いは想定していません。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：2025年5月16日（金）（12時まで）

(4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

☆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の

「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

◇ 評価結果の通知：2025 年 5 月 27 日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	国産米振興に関わるアドバイザー業務
対象国及び類似地域	東ティモール及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- （１） 参加資格のない社等：特になし
- （２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東ティモールの主要産業である農業の国内総生産（GDP）に占める割合は 8. 6% だが、人口の 26. 9%が農業に従事している（2021 年）。東ティモール経済は、石油・天然ガス収入への依存度が極度に高いため、農業を基盤とした産業の育成を進めていくことが重要な課題とされている。同国政府は、2030 年までの国づくりの

基本となる「戦略的開発計画」を策定し、農業セクターを重点開発分野の1つと位置づけている。同計画では、開発目標として営農技術の向上や食料生産の向上、主食であるコメの自給率向上等を掲げているが、2021年時点でコメの自給率は約30%であり、国内のコメ消費量の約70%を輸入米が占めている。加えて、安価な輸入米の流入が年々増加すると同時に、コメの耕地面積は44,000ha（2008年）から30,000ha（2022年）と減少傾向である。

そうした背景から JICA 技術協力プロジェクト「東ティモール国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト（2016-2023）」では、コメ自給率の向上を目的に生産から販売を対象に国産米振興に関する包括的な支援を実施した。プロジェクトの対象地域であったマリアナ地区（ボボナロ県）とブルト地区（バウカウ県、マナット県）では、農家のコメの収量の増加と政府によるコメの買い上げ量の改善が成果として確認された。しかし、政府によるコメの買い上げ制度は農家にとって手続きが煩雑であり、買い上げ金の支払いまでに時間を要するという課題は依然として存在している。

係る状況を踏まえ、先のプロジェクトの成果を国内で波及させるためには、東ティモール政府による省庁横断的な取組が必要不可欠であり、政府が国産米の生産・流通・販売に関する統計を取りまとめて分析した上で現状を把握し、関連政策を策定・実施する能力を強化する必要がある。以上の背景に鑑み、国産米振興に係る省庁の横断的な調整を担う食料安全保障協議会（CONSSAN-TL）の調整能力強化と農業・畜産・水産・森林省（MALFF）の国産米振興に係る政策策定及び実施能力を強化することを目的に、我が国に対して本専門家派遣の要請があった。

7. 業務の内容

本業務従事者は、東ティモールにおける国産米振興に係る東ティモールの関係省庁の横断的な調整を担う食料安全保障協議会（CONSSAN-TL）と国産米振興に係る政策策定及び実施を担う農業・畜産・水産・森林省（MALFF）をカウンターパート（C/P）として、国産米振興のための政策策定と同政策の実施に係る助言を行う。期待される成果は以下のとおりである。

また、C/P の一つである CONSSAN-TL は昨年 10 月に活動が開始されたばかりであるため、アドバイザーの本格派遣は C/P の体制が整う 2026 年以降とした。そのため、第 1 次現地業務は本業務従事者と C/P の意見交換・情報収集を目的とした事前現地調査という位置付けを想定している。

成果 1：東ティモールにおけるコメの生産・流通・販売の特徴と課題を明らかに

し、国産米生産促進に向けた分析が行われる。

成果 2 : C/P やステークホルダーによる国産米振興に係る政策策定及び同政策実施に必要な人材が育成される。

成果 3 : 「東ティモール国産米生産強化による農家所得向上プロジェクト」の成果をモニタリング・活用し、国産米生産の促進を図る。

また、上記成果を達成するための具体的な担当事項は次のとおりとする。

(1) 第 1 次準備業務 (2025 年 6 月中旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、東ティモール政府作成の関連報告書、関連学術論文を参照し、東ティモールの国産米振興に関する現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（「東ティモール国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト(2016-2023)」）の概要を把握・分析する。
- ② JICA 経済開発部及び東ティモール事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を検討・整理する。

(2) 第 1 次現地業務 (2025 年 6 月下旬～2025 年 7 月上旬)

- ① 現地業務開始前に東ティモール事務所と業務内容の打ち合わせを実施する。
- ② 現地での面談やワークショップの実施を通じて、東ティモールと政策実施能力・経済条件等が比較的近い他国の国産米振興プログラムの事例紹介を行うと共に、MALFF 及び CONSSAN-TL 等の関連部局から東ティモールの国産米振興に関する情報収集と意見交換を行う。
- ③ 「東ティモール国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト (2016-2023)」のプロジェクトサイトの現状視察を行い国産米の振興施策実施状況及び課題を把握する。
- ④ 東ティモール事務所へ現地業務の結果を報告する。

(3) 第 1 次整理業務 (2025 年 7 月中旬)

- ① ワークプランの作成
現地業務結果報告書（英文、日本語、テトゥン語）を取りまとめ、第 2 次現地業務開始までに JICA 経済開発部及び東ティモール事務所にワークプランを提出し承認を得る。ワークプランの内容は第 1 次現地業務の結果に基づき、

上記成果を念頭に、C/P の国産米振興政策の策定能力強化に必要な活動を検討し提案する。

(4) 第2次準備業務 (2025 年 12 月)

これまでの業務を踏まえ、JICA 経済開発部及び東ティモール事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を検討・整理する。

(5) 第2次現地業務 (2026 年 1 月中旬～2026 年 4 月中旬)

※派遣時期の変更が生じる可能性有。

① 現地業務開始前に東ティモール事務所と業務内容の打ち合わせを実施する。

② ワークプランの合意

ワークプランを MALFF 及び CONSSAN-TL 等の関連部局に説明し合意を得る。

③ 活動の実施

・成果 1 及び 3 の達成に向けて、主に以下の活動を実施する。

1-1. 本アドバイザーは東ティモール全体の国産米生産・流通・販売に関する情報を C/P・食料安全保障協議会と連携して収集する。

1-2. 本アドバイザーは国産米振興に必要となる基礎データ（生産量、販売数量、販売価格など）の整備状況と課題を把握する。

1-3. 本アドバイザーは活動 1-1 で収集した情報をもとに、C/P・食料安全保障協議会と連携しデータを分析し、東ティモールにおけるコメの生産・流通・販売の特徴と課題をまとめる。

3-1. 本アドバイザーは C/P による「東ティモール国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」の事業完了後のモニタリングを支援する。

④ 東ティモール事務所と C/P に現地業務結果報告書（英文、テトゥン語）を提出し、現地業務の結果を報告する。

(3) 第2次整理業務 (2026 年 4 月中旬～下旬)

現地業務結果報告書（日本語）を作成し、第2次現地業務結果を JICA 経済開発部及び東ティモール事務所に報告するとともに、次回派遣の活動計画等について打合せを行う。

(4) 第3次準備業務 (2026 年 5 月上旬～中旬)

これまでの業務を踏まえ、第3次現地業務の活動方針を検討し、現地業務開始前に JICA 経済開発部及び東ティモール事務所に説明する。

(5) 第3次現地業務 (2026年5月中旬～2026年8月中旬頃)

① 現地業務開始前に東ティモール事務所と業務内容の打ち合わせを実施する。

② 活動の実施

・成果1及び2の達成に向けて、主に以下の活動を実施する。

1-4. 本アドバイザーはC/P・食料安全保障協議会とともに基礎データ収集に係る改善策を検討し、基礎データ収集のための基本的なガイドラインを提案する。

2-1. 本アドバイザーは活動1-3の分析結果と他国の国産米振興政策の事例に基づき、C/P・食料安全保障協議会と東ティモールにおける国産米振興政策を議論する。

2-2. 本アドバイザーは国産米振興政策を実施するための体制整備に向けた関係省庁・民間企業との意見交換を促進する。

2-3. 本アドバイザーは国産米振興政策を省庁横断で実施するための体制整備を支援する。

③ 東ティモール事務所とC/Pに現地業務結果報告書 (英文、テトゥン語) を提出し、現地業務の結果を報告する。

(6) 第3次整理業務 (2026年8月下旬)

現地業務結果報告書 (日本語) を作成し、第3次現地業務結果を JICA 経済開発部及び東ティモール事務所に報告するとともに、次回派遣の活動計画等について打合せを行う。

(7) 第4次準備業務 (2026年9月)

これまでの活動を踏まえて、第4次現地業務の活動方針を検討し、現地業務開始前に JICA 経済開発部及び東ティモール事務所に説明する。

(8) 第4次現地業務 (2026年9月中旬～2026年12月中旬頃)

① 現地業務開始前に東ティモール事務所と業務内容の打ち合わせを実施する。

② 活動の実施

・成果2及び3の達成に向けて、主に以下の活動を実施する

2-4. 本アドバイザーは活動 2-1～2-3 を通じて国産米振興のための生産・流通・販売に係る東ティモール政府による国産米振興プログラムの立案（予算編成・申請を含む）を支援する。

3-2. 本アドバイザーは C/P・食料安全保障協議会と連携し国産米振興に向けた取り組みの継続を支援する。

3-3. 本アドバイザーは国産米振興に向けた取り組みを推進するために、活動 3-1～3-2 の結果を周知（セミナーの開催等）する。

③ 成果の報告

・本アドバイザーの活動の成果及び今後の国産米振興に向けた提言を取りまとめ、MALFF 及び CONSSAN-TL 等の関連部局に説明する。

④ 東ティモール事務所に現地業務結果報告書（英文、テトゥン語）を提出し、現地業務の結果を報告する。

（6） 第4次整理業務（2026年12月下旬～2027年1月下旬）

① 現地業務結果報告書（日本語）を作成し、JICA 経済開発部及び東ティモール事務所に対して帰国報告会を実施し、業務結果の報告を行う。

② 専門家業務完了報告書を JICA 経済開発部に提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。テトゥン語の報告書は、機械翻訳レベルで問題ありません。

（1） ワークプラン（データ：英文、和文、テトゥン語）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載し、JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所、C/P 機関に提出し、合意する。

（2） 現地業務結果報告書（データ：英文、和文、テトゥン語）

各現地業務終了時に提出する。和文及び英文。業務内容と各成果の達成度について記載する。C/P と協働して作成した各種資料・セミナーの議事録などについては各次の業務結果報告書に参考資料として添付する。ただし、最終渡航時の現地業務結

果報告書は（３）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

（３） 専門家業務完了報告書（データ：英文、和文、テトウン語）

2027 年 1 月 29 日（金）までに、JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所及び C/P 機関に提出する。専門家業務完了報告書には、東ティモール政府の ASEAN 加盟の動向も念頭に国産米振興を推進するための提言を盛り込み、C/P 機関への最終報告書としてとりまとめる。体裁は電子データで提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（２） 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA 東ティモール事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・ 車両関係費	900 千円
・ 資料費等作成費	150 千円
・ セミナー等開催費	800 千円

※各経費の予算額について変更が生じる可能性有。

* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。

す。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、東ティモールの祝日等に留意して提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり。

イ) 宿舍手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり。

ウ) 車両借上げ：第1次現地業務の期間のみ、便宜供与あり。本派遣時は便宜供与なし。上記、臨時会計役の委嘱により、必要に応じて業務従事者が手配し支払いを行うことを想定しています。

エ) 通訳傭上：JICA 東ティモール事務所がアシスタントの傭上（公募や選考等）を行う予定。アシスタントの勤怠管理は本業務従事者が行う想定。アシスタントの業務としては、通訳業務と資料作成・データ収集・ワークショップ開催等の補助を想定。

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地業務における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行。

カ) 執務スペースの提供：MALFF 及び CONSSAN-TL 事務局内における執務スペース提供を予定。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 要請書（写）
- ・ 案件概要表

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ Project completion report on the project for increasing farmers households' income through strengthening domestic rice production in Timor-Leste (2023)

事業完了報告書（英字）

- ・ 東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト終了時評価調査報告書（2023年12月）

JICA 報告書 PDF 版 (JICA Report PDF)

- ・ 東ティモール 農産物流通・販売の強化／政府による国産米の買い取り、配布システムの改善（2023年）

専門家活動報告書

（３）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲

等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上